

iD 加盟店特約

本特約は、三菱UFJニコス株式会社（以下、「MUN」という）が提供・運営するMUFGカードシステムを利用した信用販売におけるiD携帯等を用いた決済サービス（以下「本iD決済システム」という）の取扱に関し、MUNの包括代理加盟店である株式会社フライトソリューションズ（以下、「甲」という）と第2条第1号に定める加盟店との間の「個別加盟店規約」（以下「原規約」という）に追加して、iD携帯等の提示を受けて信用販売等を行う場合の契約関係について、原規約の特約事項を定めるものである。

なお、本特約に関しては、本特約が原規約に優先して適用され、本特約に規定されない事項については、原規約が適用される。

第1条 （規約の適用）

加盟店が、コンピュータ通信または電話もしくは郵便等の手段を利用するなど、会員からiD携帯等の提示を受けない方法による信用販売については、適用外とする。

2.信用販売に関して、本特約の他に甲またはMUNが別途定める諸規定が適用される場合当該諸規定は、本特約の一部を構成するものとする。

第2条 （定義）

本特約において用いられる各用語の意味は、本特約において別段の定義がなされる場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 「加盟店」とは、日本国内の店舗・施設において、商品、権利の販売またはサービス、役務等の提供を行う法人または個人のうち、本特約を承認のうえ、甲をしてMUNに本iD決済システムの取扱を申し込み、MUNが取扱を承諾した法人、団体および個人事業主をいう。
- (2) 「会員」とは、iD携帯等（第3号に定義）を正当に所持する個人または法人をいう。
- (3) 「iD携帯等」とは、本iD決済システムの利用に必要な会員情報が登録された非接触ICチップを装備し、本iD決済システムに対応する機能を備えた携帯電話、カードおよびその他の媒体（ただし、第7条第1項に基づき範囲が変動した場合には当該変動後の範囲に属するものに限る。）をいう。
- (4) 「信用販売等」とは、本特約および第3条第1号に定める本iD決済システム加盟店契約並びに甲およびMUN所定の手続に基づき、加盟店が会員に対して商品、権利の販売またはサービス、役務の提供（以下、商品、権利、サービスおよび役務を総称して「商品等」という。）を行う場合に、加盟店が会員から当該商品等代金、税金およびMUNが認める料金等（以下「信用販売等代金」という。）を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売、提供することをいう。
- (5) 「iD取扱端末」とは、iD携帯等の有効性を照会する機能を具備した甲およびMUN所定の端末（暗証番号入力用PINパッド等の備品を含む。）またはシステムをいう。
- (6) 「売上票」とは、iD携帯等を利用した信用販売等を実施した際に、iD取扱端末から出力される帳票をいう。
- (7) 「取引売上データ」とは、iD携帯等を利用した信用販売等を実施した際に、iD取扱端末を通じ

て提供される甲およびMUN所定の売上データをいう。

- (8) 「加盟店規約」とは、加盟店に対してMUNが定め、加盟店契約の内容をなす規則、ルール、基準、レギュレーション、ガイドライン等をいう。
- (9) 「提携組織」とは、MUNが本iD決済システムの運用に関連して加盟または提携する組織（株式会社NTTドコモを含む。）をいう。
- (10) 「提携組織の規則等」とは、提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等に基づくMUNから甲または加盟店に対する指示等を含む。）をいう。

第3条 （包括加盟店方式）

加盟店は、甲に対し、以下の事項について、代理権を授与するものとし、甲は加盟店を包括的に代理する。

- (1) 加盟店およびMUN間の本iD決済システムに関する加盟店契約（当該契約に付帯して現在および将来締結される契約を含む、以下「本iD決済システム加盟店契約」という）の締結のために必要となる申請代行およびこれに付随する一切の行為
- (2) 以下に定める①から⑧の事項
 - ① 信用販売等の申し込み受け付け
 - ② 加盟店に関する届出
 - ③ 加盟店に対する連絡業務
 - ④ 有効性確認または売上承認の取得、信用販売等代金に関する売上請求、売上承認および売上取消等に関する業務
 - ⑤ 加盟店の管理業務
 - ⑥ 信用販売等代金の収納代行
 - ⑦ 前各号に定める業務に付帯関連する業務
 - ⑧ その他、包括代理加盟店と加盟店とが合意し、MUNが承認した業務

第4条 （甲の代理権および加盟店の責任）

加盟店は、甲に対し、以下の事項について包括的な代理権を付与したことを表明して保証するものとする。加盟店が本iD決済システム加盟店契約または本iD決済システム加盟店契約に基づく取引に関連してMUNに損害を与えた場合には、加盟店は、MUNが被った一切の損害を賠償する責任を負い、甲が加盟店に代わってMUNに対し損害を賠償した場合には、甲の求償請求に直ちに応じる。

(1) 本iD決済システム加盟店契約の締結

(2) 前号に付随する合意をすること

(3) 第1号に係る本iD決済システム加盟店契約に関連する一切の取引

2. 加盟店は、加盟店が本特約、本iD決済システム加盟店契約、加盟店規約および提携組織の規則等に定めるところに従い信用販売等を行うこと、並びに、MUNと取引すること等について、甲の監督のもとにあり、甲の指示に従うものとし、MUNおよびMUN以外のiD携帯等の発行会社や会員その他の第三者に対して一切迷惑をかけてはならない。

3. 加盟店は、その名称・商号・屋号・所在地・電話番号・代表者氏名・iD携帯等取扱店舗（第6条第

1 項に定義)等の情報(以下「加盟店の情報」という。)を管理(加盟店の情報を最新かつ正確な情報に保つことを含む。)し、甲または MUN から加盟店の情報の提供を求められたときには、MUN 所定の方法で直ちに書面にて届出るものとする。

4.加盟店は、届出事項に変更が生じた場合には、速やかに甲及び MUN に書面で届出るものとする。

第5条 (加盟店契約の成立)

本 iD 決済システム加盟店契約は、加盟店を代理する甲による申込に対し、MUN が審査のうえ甲に対して承諾を通知し、MUN が定める加盟店登録手続が完了した日に、加盟店規約の定めを内容として成立する。

2.前項の場合において、加盟店は、甲または MUN が本 iD 決済システム加盟店契約の締結にあたって条件を定めた場合、当該条件が本 iD 決済システム加盟店契約の内容となることに承諾する。

3.第 1 項の定めにかかわらず、本 iD 決済システム加盟店契約の申込を承諾することが技術上または甲もしくは MUN の業務の遂行上著しい支障をきたすおそれがあると甲または MUN が判断した場合、本 iD 決済システム加盟店契約の申込が承諾されない。

第6条 (iD 携帯等取扱店舗)

加盟店は、あらかじめ所定の方法で、加盟店が信用販売等を行う店舗、施設(以下「iD 携帯等取扱店舗」という。)を甲および MUN に届出、甲および MUN の承認を得るものとする。

2. 加盟店は、iD 携帯等取扱店舗内外の公衆の見やすいところに MUN の定める加盟店標識を掲げるものとする。

3. 加盟店は信用販売等にあたり、提携組織の規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとする。

4.加盟店が提携組織の規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とする。

5.加盟店は、提携組織の規則等に変更(制定、廃止等を含む。)があった場合は、変更後の内容が適用されること、当該変更起因して甲らに生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担することをあらかじめ承諾するものとする。

6.提携組織が、加盟店側の事由に起因して、甲または MUN に違約金等(名称の如何は問わないもの)を課すことを決定した場合、加盟店は、甲または MUN の請求に応じて違約金等の額と同額の金員を甲に支払うものとする。

7.加盟店は、甲または MUN が、iD 携帯等取扱店舗および本 iD 決済システムの利用促進を目的として、加盟店の店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、業種等に関する情報(以下「加盟店情報」という。)を、MUN が提携する企業(提携組織を含むものとし、以下「提携企業」という。)に提供することに同意する。また、加盟店は、甲、MUN、および提携企業が、iD 携帯等取扱店舗および本 iD 決済システムの利用促進を目的として、パンフレット、カタログ、ホームページ等に加盟店情報を掲載することに同意する。

第7条 (iD 取扱端末等)

加盟店は、甲に対し、iD 取扱端末の設置を申込みことにより、甲から iD 取扱端末を購入をすることができる。

2. 加盟店は、iD 取扱端末、加盟店標識等の用度品を、信用販売等を行うために使用するものとし、これらを信用販売等以外の目的に使用し、またこれらを第三者に使用させてはならない。

第8条 (取扱い iD 携帯等)

加盟店は、会員と当該 iD 携帯等による本 iD 決済システム利用のための契約を締結している会社（以下「iD 携帯等の発行会社」という。）および提携組織と MUN の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、取扱うことのできる iD 携帯等の範囲も変動することに予め了承する。

2. MUN は、会員の iD 携帯等の利用状況等により、特定の iD 携帯等について、信用販売等の取扱いをできない旨の指定（無効データ通知）を行うことができるものとする。

第9条 (加盟店の責任)

加盟店は本 iD 決済システム加盟店契約に基づく取引に関連して、甲、MUN、提携組織またはカード発行会社に損害を与えた場合、甲、MUN、提携組織およびカード発行会社が被った損害を賠償する責任を負うものとする。

第10条 (本決済サービスの運営)

加盟店は甲から提供された本 iD 決済サービスの運営等に際して、会員保護の観点から以下の対応および措置を講じなければならない。

- (1) 会員との信用販売等取引に関するトラブル等、一般的に予想されるトラブルについて、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうこと。なお、加盟店が責任を負えない範囲については、会員が理解できるよう、平易な表現でパンフレット等によって周知すること。
- (2) 会員からの苦情、問い合わせ等に対してすみやかな対応を行うこと。

第11条 (信用販売等の方法)

加盟店は、会員が iD 携帯等を提示して信用販売等を求めた場合、当該会員に対して、本特約、本 iD 決済サービス加盟店契約、加盟店規約、および、「iD お取扱いの手引き」に従い、次の要領により信用販売等を行う。

- (1) iD 取扱端末を使用し、iD 携帯等の真偽、有効期限、および無効データ通知の有無につき、その iD 携帯等が有効なものであることを確認するとともに、甲をして MUN からの信用販売等の承認(承認番号)を得るものとする。
 - (2) iD 携帯等が有効である場合において、iD 取扱端末が暗証番号を求める場合、会員本人による暗証番号入力を求め、当該暗証番号が正しく入力されたことを確認するものとする。
 - (3) 加盟店は、甲または MUN が別途定める場合を除き、iD 取扱端末から出力される売上票のうち、会員控えを会員に交付し、加盟店控えを加盟店の責任において保管するものとする。
- 2.加盟店は本条に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

第12条 (信用販売等の種類)

甲らが取扱うことができる iD 携帯等による信用販売等の種類（会員の iD 携帯等利用代金の支払方法の種類）は、1 回払いのみとする。

第13条 (商品等の引渡し・提供)

加盟店は、信用販売等を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡しまたは提供する。なお、信用販売等を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には、加盟店は、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期または提供時期を通知する。

2.加盟店は、信用販売等に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期、引渡期間または提供時期、提供期間を通知する。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供することが不能または困難となったときは、加盟店は、直ちにその旨を会員、甲およびMUNに連絡しなければならない。

第14条 (信用販売等における禁止事項等)

加盟店は、正当な理由がない限り、会員の目の届かない場所で売上票等の作成等の信用販売等に関する手続を行うことはできない。また、第17条第2項の場合を除き、会員からiD携帯等を回収、預かりまたは保管することはできない。

2.加盟店は、提示を受けたiD携帯等が汚損、破損等し、登録もしくは記載事項の全部または一部の読取が不能なもの(不鮮明なものを含む。)は取扱うことはできない。

3.加盟店は、MUNが承認した場合を除き、金券、ギフトカード、商品券、金地金、印紙、切手、有価証券その他MUNが別に指定する商品等については、信用販売等することはできない。また、加盟店は、MUNが加盟店に対し通知しまたは公表(MUNのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的手法による。)するMUNまたは提携組織が加盟店における取扱いを禁止した商品等の信用販売等は一切できない。MUNは、「iDお取扱いの手引き」等で当該商品等を指定するものとする。

4.加盟店は、違法なもしくは公序良俗に反する商品等の信用販売等、違法もしくは不適切な方法による商品等の信用販売等およびその他のこれらに類する不正、不健全な信用販売等をしてはならない。

5.加盟店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受けまたは当該第三者に代わって加盟店による信用販売等に係る債権としてMUNに立替払請求することはできない。

6.加盟店は、MUNの承認のないiD携帯等取扱店舗での信用販売等の取扱はできない。

7.前各項の他、加盟店は、本特約、本iD決済システム加盟店契約、加盟店規約、法令、または、商慣習等に反した信用販売等の取扱はできない。

8.加盟店は、信用販売等にあたり提示されたiD携帯等について、iD携帯等の提示方法に不審がある場合、甲またはMUNがあらかじめ通知した偽造・変造のiD携帯等に該当すると思われる場合または当該取引について異常に大量または高価な購入申込みの場合、また、iD携帯等がカードのときには、上記に加え、iD会員番号・カード名義・提示者の性別等が整合しない場合、同一人物が異なる名義の複数のカードを提示する場合等、信用販売等の申込みに不審な点が認められる場合は、甲に連絡して、甲またはMUNの指示に従う。

第15条 (その他の遵守事項)

加盟店は、その事業の遂行(本特約に基づく信用販売等に限らない。)において、加盟店に適用さ

れる一切の法令および行政通達等を遵守しなければならない。

第16条 (iD 取扱端末による信用販売等)

加盟店は、iD 携帯等の使用にあたり、MUN が別に定める iD 取扱端末に関する規約等を遵守するものとする。

2.加盟店は、天災、停電、戦争等の不可抗力や iD 取扱端末の故障、電話回線障害、コンピュータシステムの異常等客観的かつ正当な理由で iD 取扱端末が使用できない場合およびコンピュータシステムの保守等甲または MUN がやむを得ない事情で iD 携帯等の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合には、信用販売等を行うことはできない。この場合、いかなる理由であっても甲または MUN は加盟店に対する一切の責任を負わない。

第17条 (無効 iD 携帯等の取扱い)

加盟店は、次の各号のいずれかに該当するときは、iD 携帯等提示者に対する信用販売等を拒絶するものとする。

- (1) MUN から本 iD 決済システムの利用を無効とするまたは利用を一時停止する旨の無効データを通知された iD 携帯等の提示を受けたとき。
- (2) 明らかに偽造、変造、模造と判断できる iD 携帯等または破損等した iD 携帯等の提示を受けたとき。
- (3) iD 携帯等の iD 会員番号と売上票の iD 会員番号が明らかに相違するとき。
- (4) iD 携帯等がカードのときには、カード名義人の氏名とカード提示者の性別その他に明らかに不整合があるなど、提示者が名義人以外の者と思われるとき。
- (5) iD 携帯等提示者が明らかに不審であるとき。
- (6) その他 iD 携帯等の利用等について不審と思われるとき。

第18条 (円滑な信用販売等)

加盟店は、信用販売等に関し、会員に対して掲示等する広告その他の書面等および信用販売等の方法について、割賦販売法、資金決済法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法その他の法令（以下「法令等」という。）を遵守する。

2.甲または MUN は、加盟店の行う信用販売等について会員等から苦情があった場合、その他甲または MUN が必要と認めた場合には、その信用販売等が甲および MUN に届出たところから従って行われているか、ならびに、信用販売等方法等が法令等および基準等に適合しているか否か適宜調査することができるものとし、加盟店は、この調査に協力するものとする。

3.甲および MUN は、加盟店の行う信用販売等について加盟店の取扱商品等または信用販売等の方法等が本特約に基づく信用販売等として不相当と判断した場合、または、会員等からの苦情対応のため必要と判断した場合には、加盟店に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、加盟店は、甲または MUN からの請求に応じて、直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を甲および MUN に通知する。

4.前項の場合、甲および MUN は、加盟店による変更、改善等の措置がとられるまでの間は、信用販売等を禁止等し、またはこれとともに信用販売等に係る信用販売等代金の立替払いを留保すること

ができる。なお、留保金には利息を付さない。

第19条 （不利益な取扱いの禁止）

加盟店は、iD 携帯等を提示した会員に対して正当な理由なくして信用販売等を拒絶し、または直接現金での支払もしくは当該 iD 携帯等以外の iD 携帯等その他の支払手段による支払を要求する等の行為はできない。また、会員に現金客と異なる代金等を請求する、または、取扱商品等もしくは信用販売等の対象とする商品等の代金額または提供の対価の額につき制限を設けるなど、会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできない。

第20条 （立替払いの請求）

甲は、MUN に対して、加盟店が会員に対して行った信用販売等に係る MUN 所定の規格に対応した取引売上データを提出することにより、加盟店を代理して、信用販売等代金の立替払いの請求をする。この場合、MUN または甲が暗証番号を入力した売上票の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとする。

2.加盟店は、直接 MUN に対し、立替払いの請求ができない。

第21条 （信用販売等代金の支払い）

甲は、加盟店を代理して MUN より信用販売等代金（ただし MUN の加盟店手数料を差し引いたもの）を受領し、甲の手数を差し引いたうえで、加盟店に配分する。

2.前項に定める甲の加盟店に対する信用販売等代金の支払日は、甲が MUN より信用販売等代金を受領した日を基準とし、受領日が 15 日のときは末日、月末日のときは翌 15 日とする。また、加盟店が第 39 条の各号のいずれかに該当する場合には、甲は加盟店に対し、通知したうえで支払日を変更することができる。

3.前項の甲からの支払日が金融機関休業日の場合、支払日が 15 日のときは翌営業日、月末日のときは前営業日とする。

4.甲は、第 1 項の支払を第三者に委託できる。

5.第 1 項にかかわらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が、加盟店契約名義（加盟店契約名義が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す。）と一致しない場合、甲が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、甲は当該口座への振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとする。なお、この場合、甲は振込口座の変更手続により、第 2 項に振込むことができない場合であっても、当該振込みが遅延したことによる遅延損害金を支払う義務を負わない。

6.甲は、甲が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、または、MUN から要請に基づき、本条に定める事項につき、甲が合理的と判断した範囲において、変更できるものとする。

第22条 （個別加盟店手数料）

加盟店は、甲をして MUN に対して加盟店手数料を支払うとともに、甲に対して信用販売等に係る個別加盟店手数料を支払うものとする。個別加盟店手数料の額は、別途甲が加盟店に対して、手数料

を通知し、加盟店はこれを承諾する。

2.前項のMUNに対する加盟店手数料については、信用販売額に対して、別途定める信用販売の種類区分に応じた所定の料率を乗じた額とし、1円未満は切捨てとする。

3.甲は、甲が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、または、MUNの指示により、本条に定める事項につき、合理的範囲において、変更できるものとする。

第23条 (商品の所有権移転)

加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、第20条に基づきMUNから甲宛に支払いが行われた時に加盟店からMUNに移転するものとする。ただし、MUNから支払われた後に、第24条、第27条等に基づき支払いが取消された場合、当該商品の所有権は加盟店または甲が支払済の信用販売等代金をMUNに返還したときに加盟店に復帰するものとする。

2.加盟店が、偽造、変造もしくは模造されたiD携帯等の使用または第三者によるiD携帯等もしくはiD携帯等番号等の使用等により、会員本人以外の者に対して誤って信用販売等を行った場合であっても、MUNが加盟店に対し支払いを行った場合には、信用販売を行った商品の所有権は、MUNに帰属するものとする。なお、この場合にも前項のただし書の規定を準用する。

3.信用販売等をした商品の所有権が加盟店に属する場合でも、MUNが必要と認めたときは、MUNは、MUNの加盟店に対する通知の有無にかかわらず、加盟店に代って商品を回収することができるものとする。

第24条 (キャンセル処理)

会員から信用販売の取消、もしくは解約、商品等の返品、変更等の申出（ただし、第25条第1項を理由とする申出を除く。）があり、加盟店がこれを受け入れる場合には、加盟店は、「iDお取扱いの手引き」に準じてiD取扱端末を操作し、取引データを取消すものとする。

2.前項に係る信用販売等代金が第21条に基づき既に加盟店に支払済の場合、加盟店は、甲またはMUNの請求により甲またはMUN所定の方法で当該支払済の信用販売等代金を甲またはMUNに返還する。また、甲及びMUNは、次回以降に支払予定の信用販売等代金よりこれを差引くことができるものとする。なお、次回以降に支払予定の信用販売等代金が差引くべき金額に足りないときは、加盟店は甲またはMUNの請求によりその不足額を支払う。

第25条 (商品等の契約不適合・会員のiD携帯等利用否認)

加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店は甲およびMUNに通知するとともに、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとする。また、加盟店は、会員からの苦情・紛議の処理業務の適正を確保するための体制を整備しなければならない。

- (1) 信用販売等した商品等につき、その全部または一部の引渡しまたは提供がない場合。
- (2) 信用販売等した商品等の種類、品質もしくは数量または移転した権利が当該契約の内容に適合せず、または故障等が生じた場合。
- (3) 信用販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があったとき、またはこれらにより会

員との間で紛議等が生じた場合。

(4) 会員から自己の iD 携帯等利用によるものではない旨の申出があった場合。

2.前項の場合において、MUN、会員もしくは iD 携帯等の発行会社等が甲に対する iD 携帯等利用代金の支払を拒んだとき、または、MUN、会員もしくは iD 携帯等会社等の甲に対する当該支払が滞ったとき、当該信用販売等代金の加盟店に対する支払は以下のとおりとする。

- (1) 当該信用販売等代金が支払前の場合、MUN および甲は当該信用販売等代金の支払を留保できる。
- (2) 当該信用販売等代金が支払済の場合、加盟店は甲または MUN から請求あり次第直ちに当該信用販売等代金相当額を返還する。
- (3) MUN が甲に通知した日から 2 ヶ月以内に前項の紛議等が解消し、MUN が甲に当該信用販売等代金を支払った場合、甲は加盟店に対し、当該信用販売等代金を支払う。

3.加盟店は、第 1 項の紛議等の解決にあたり、甲および MUN の事前の承諾なく、当該会員に対して、信用販売等代金相当額その他の金銭の交付を行わない。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とする。

第26条 (期限の利益の喪失・相殺)

加盟店が本特約または甲もしくは MUN との他の契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払を延滞した場合、加盟店は、甲または MUN からの書面による通知によって、甲または MUN に対する一切の債務について期限の利益を失うものとする。

2.甲及び MUN は、甲または MUN が加盟店に対して有する一切の債権（本契約に基づく債権に限らない。）と、甲または MUN が加盟店に対して負担する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない。）を、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとする。この場合、甲または MUN は、加盟店に対し、相殺する旨を書面により通知する。

3.前項に基づく相殺にあたっての、手数料および利息等の計算は、その期間を甲の計算実行日までとする。

第27条 (支払いの取消・支払金の返還)

甲は、第 20 条の規定にかかわらず、信用販売等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用販売等に係る MUN の承認番号の有無にかかわらず、加盟店に対し当該信用販売等に係る信用販売等代金の支払を行わない。また、当該信用販売等代金が支払済の場合には、加盟店は、甲の選択により、甲の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の信用販売等代金から差引くことにより返還するものとする。

- (1) 加盟店より甲または MUN が受領した取引売上データが正当なものでないとき、または取引売上データの内容に不実不備があるとき。
- (2) 本特約に基づき取扱うことのできる iD 携帯等以外の iD 携帯等にて信用販売等を行い、MUN または甲宛に支払請求をしたとき。
- (3) 第 11 条、第 17 条等に反して、信用販売等を行ったとき。
- (4) 信用販売等を行った日から 10 日を超え、60 日以内に MUN へ到着した取引売上データであって、当該取引売上データに係る会員の iD 携帯等利用代金が、MUN において会員より回収する

ことが困難または不能（他の iD 携帯等の発行会社等の MUN に対する iD 携帯等利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難または不能となった場合を含む。）となったとき。

- (5) 信用販売等を行った日から 60 日を超えて MUN に到着した取引売上データであるとき。
- (6) 原因となる信用販売等に関し、第 25 条第 1 項の苦情、紛議等について甲、加盟店、会員または iD 携帯等の発行会社から MUN が通知を受けた日から、2 ヶ月を経過しても解決しないとき。
- (7) 会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第 24 条に定める手続を行わないとき。
- (8) 加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。
- (9) 加盟店が第 43 条に定める調査、報告、資料の提出または協力をしないとき。
- (10) 加盟店から提出された取引売上データ・売上（立替払）請求に疑義があることを理由として第 43 条に定める調査が開始された場合において当該調査開始日から 30 日を経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
- (11) 甲が第 39 条に基づき本特約を解除した日以降または第 38 条により甲または MUN が本特約を解約するために申し出た指定解約日以降に信用販売等されたものであるとき。
- (12) その他、信用販売等が本特約、本 iD 決済加盟店契約、加盟店規約、その他、本特約、本 iD 決済加盟店契約に付帯または関連する合意書・覚書等（以下これらを総称して「本特約等」という。）のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。その他、信用販売が本特約等または本 iD 決済システム加盟店契約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。
- (13) その他、甲の MUN に対する立替払い請求に対して、支払いがなされないとき。

2.甲は、第 20 条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、信用販売等代金その他甲が加盟店に支払うべき金額の全部または一部の支払を留保することができるものとする。

- (1) 甲または MUN が、加盟店から提出された取引売上データ・売上（立替払）請求に疑義がありと判断したとき。
- (2) 加盟店が第 39 条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると甲が認めたとき。
- (3) 甲または MUN が、加盟店の取引売上データに係る信用販売等について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。
- (4) 加盟店が、甲または MUN との本特約以外の加盟店契約について、その支払留保事由に該当したとき。

3.前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、甲および MUN が当該留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には、甲は加盟店に対し当該相当と認めた金額を支払う。なお、この場合、甲は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店は、これらを甲に請求しない。

第28条 （会員との継続的取引の中途解約）

加盟店は、会員との間で信用販売等により継続的に商品等を引渡しまたは提供する契約（以下「継続的取引契約」という。）を締結した場合において、当該会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出た場合、または、MUN の承認を得た上で、会員との合意により当該継続的取引契

約を中途解約する場合、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を、甲を通じて、MUN へ通知する。

第29条 (加盟料、加盟店標識代金等)

加盟店は、甲または MUN 所定の加盟料を負担する必要があることを承認するものとする。また、加盟店は、有料の加盟店標識、その他備品などに対し、甲または MUN 所定の代金を支払う。

2.加盟店は、本特約または本 iD 決済システム加盟店契約が終了した場合であっても、前項の加盟料、その他の代金が返却されなくとも異議ないものとする。

第30条 (商品等の受領書)

加盟店は、甲または MUN が求めた場合は、信用販等売に係る会員の商品等の受領書または加盟店が信用販売等した商品等の明細書を甲または MUN に提出する。

第31条 (地位の譲渡等)

加盟店は、本特約または本 iD 決済システム加盟店契約上の地位を第三者に譲渡できない。

2.加盟店は、加盟店の甲または MUN に対する債権を第三者に譲渡、質入等をできない。

第32条 (秘密情報の管理責任)

加盟店は、本特約に基づく信用販売等を行う上で知り得た、iD 会員番号などを含む会員に関する個人情報ならびに甲および MUN の営業上その他の機密情報（以下「秘密情報」という。）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、甲または MUN の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはならない。なお、秘密情報には甲または MUN から加盟店宛に提供する事務連絡表の情報を含む。また、秘密情報を信用販売等を行う目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとする。なお、加盟店は iD 携帯等の完全な ICチップから読み出した情報・暗証番号等の情報については、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならない。

2. 加盟店は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理する。また、甲および MUN は加盟店に対して秘密情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は甲または MUN が指定した基準を遵守するものとする。

3. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置をとるものとする。

4. 加盟店は、秘密情報が第三者に提供・開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を甲および MUN に報告しなければならない。

5. 甲および MUN は、加盟店に前項の事故が生じたと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して事事故実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとする。

6. 加盟店は、第 4 項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査の上、当該調査結果を直ちに甲お

よび MUN に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとする。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、甲または MUN が必要と認める場合には、甲および MUN は事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は甲または MUN が選定した会社等による調査を行うものとする。また、策定した被害拡大の防止策および再発防止策は直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく甲および MUN に書面にて通知するものとする。甲または MUN が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとする。

7. 加盟店の責に帰すべき事由により、第4項の事故が生じその結果、会員、甲、MUN、iD 携帯等の発行会社、提携組織またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとする。なお、当該損害の範囲には、次の(1)～(5)が含まれ、かつ、これに限定されない。

- (1) iD 携帯等の再発行に関わる費用。
- (2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
- (3) iD 携帯等の不正使用による損害額。
- (4) 当該事故に関する損害賠償・違約金等（提携組織から課される損害賠償・違約金・制裁金等を含む。以下同じ。）として提携組織から MUN が請求を受けた費用。
- (5) 当該事故に関する損害賠償・違約金等として、iD 携帯等の発行会社またはその他の第三者から MUN が請求を受けた費用。

第33条 （業務の委託）

加盟店は、甲および MUN の書面による事前の承諾なく、本特約等に基づく信用販売等に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとする。

2. 加盟店は、甲および MUN が本特約等に基づく信用販売等に関する業務の全部または一部を第三者に委託することを承諾した場合においても、本特約および本 iD 加盟店契約等に定めるすべての義務および責任を免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して、甲、MUN、または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は、業務代行者と連帯して甲、MUN、および他の第三者の損害を賠償するものとする。

3. 加盟店は、業務代行者が本特約等に定める全ての義務および責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとする。なお、業務代行者において第32条第4項の事故が生じた場合、甲および MUN は加盟店を通じて業務代行者に被害拡大の防止策および再発防止策を指導できるものとする。また、加盟店は、業務代行者が行う委託業務に関し、責任を負うものとする。

第34条 （変更事項の届出）

加盟店は、甲および MUN に届出た加盟店の商号、所在地、代表者、電話番号、iD 携帯等取扱店舗、業種、取扱商品等、指定金融機関口座、その他の事項に変更が生じた場合には、直ちに甲および MUN 所定の方法により届出を行い甲および MUN の承認を得るものとする。

2. 前項の届出がなかったことにより、甲または MUN からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても通常到着すべきときに甲らに到着したものとみなす。また、この場合において、甲または MUN からの通知、送付書類または振込金等の受領に関し甲または MUN と第三者と

の間で紛議が生じた場合、加盟店は、甲に報告したうえで、解決について指示を受けるとともに、自らの責任において解決にあたるものとし、甲またはMUNに一切の迷惑をかけないものとする。

3. 甲またはMUNの責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前項と同様とする。

第35条 (信用販売の停止)

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、甲またはMUNは、本特約に基づく信用販売等を一時的に停止することができるものとし、加盟店は、甲またはMUNが再開を認めるまでの間、信用販売等を行うことができない。なお、加盟店は、甲またはMUNに対し、本項に基づく信用販売等の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできない。

- (1) 第32条第4項に記載する秘密情報に関わる事故が生じた疑いがある場合。
- (2) 加盟店が第39条各号のいずれかに該当する疑いがある場合。
- (3) 加盟店においてiD携帯等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合。
- (4) 加盟店における信用販売等に関して、他のiD携帯等会社等より、加盟店においてiD携帯等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある旨の通知を甲またはMUNが受領した場合。
- (5) その他、円滑な信用販売等を行ううえで甲またはMUNが必要と認めた場合。

第36条 (反社会的勢力との取引拒絶)

加盟店は甲に対し、加盟店が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①暴力団。
- ②暴力団員。
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- ④暴力団準構成員。
- ⑤暴力団関係企業・団体。
- ⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
- ⑦その他前各号に準ずる者(第1号から本号までのいずれかに該当する者を、以下「暴力団員等」という。)
- ⑧暴力団員等が、自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ⑨暴力団員等が、自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ⑩自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、自己が不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑪自己が暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑫自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 加盟店は甲に対し、加盟店または加盟店の代表者その他加盟店の経営に実質的に関与している代表者以外の個人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為。

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 甲または MUN との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲または MUN の信用を毀損し、または甲または MUN の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲は、加盟店が第 1 項各号のいずれかに該当するまたは該当する疑いがあると認めた場合には、本特約の締結を拒絶することができ、当該加盟店を加盟店として承認することを拒絶することができる。

第37条 (定めのない事項、契約の変更)

加盟店は、本特約または本 iD 加盟店契約等に定めのない事項については、「iD お取扱いの手引き」等に従うものとする。

2. 甲は、甲または MUN が金融情勢または社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第 11 条の信用販売等の方法、第 12 条の信用販売等の種類、第 21 条の支払条件、第 22 条の加盟店手数料を、甲が合理的と判断した範囲において変更できるものとする。
3. 法令等(法律、政令、省令その他監督官庁が発出する通達、指針等および MUN が所属する認定割賦販売協会等の業界団体の通達・指針等を含む。)が改廃された場合、本 iD 決済システムその他 MUN の業務内容に変更の必要性が生じた場合、その他合理的必要性がある場合、MUN が約款として定める三菱 UFJ ニコス iD 加盟店規約条項を変更することがあり、当該必要性の範囲内で、本特約も変更されるものとする。
4. 第 2 項および前項の変更は、甲または MUN が加盟店に対して変更内容を通知、告知もしくは公表(甲または MUN のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的な方法による。)した後に、加盟店が信用販売等を行った場合には、加盟店は、当該変更内容に係る本特約の変更に承諾したものとみなす。

第38条 (契約の期間)

1. 本特約の有効期間は契約締結日から 1 年間とする。ただし、甲または加盟店のいずれかが、期間満了 1 ヶ月前までに書面をもって本特約を更新しない旨の通知をしないときは、更に 1 年間自動的に更新し、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲または加盟店は、相手方に対し書面による 3 ヶ月の予告期間をもって本特約を解約することができるものとする。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、加盟店が 1 年間以上の期間にわたり、本特約に基づく信用販売等を行っていない場合、甲は当該加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本特約を直ちに解約することができるものとする。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、加盟店が 1 年間以上の期間にわたり、本特約に基づく信用販売等を行わず、かつ当該加盟店について第 39 条第 1 号または第 15 号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該加盟店との間における本特約は当然に終了し、以降当該加盟店は本特約に基づく信用販売等を行うことはできない。
5. 加盟店は、甲との出店契約、フランチャイズ契約その他の契約を解約する等の事由により第 3 条に

基づき甲に授与した包括的代理権を撤回した場合その他事由の如何を問わず甲の包括的代理権が消滅した場合、その旨を直ちに書面にて MUN へ通知する。なお、甲の包括的代理権が消滅した場合、当該 MUN との間における本 iD 決済加盟店契約は当然に終了するものとし、以降当該加盟店は本 iD 決済加盟店契約に基づく信用販売等を行うことはできない。

第39条 (契約の解除)

加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は加盟店に対し、通知、催告することなく、直ちに本特約を解除できるものとする。また、加盟店が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、甲は、当該加盟店に対し、通知、催告することなく直ちに本特約に基づく加盟店資格を取消することができるものとする。なお、この場合において、甲または MUN に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、加盟店は、本特約終了後といえども当該損害を賠償するものとする。

- (1) 本特約若しくは本 iD 決済加盟店契約締結時に届出た事項または第 34 条第 1 項の届出事項に虚偽があったことが判明したとき。
- (2) 他の iD 携帯等の発行会社との取引に係る場合も含めて、信用販売等制度を悪用していると甲または MUN が判断したとき。
- (3) 営業または業態が公序良俗に反すると甲または MUN が判断したとき。
- (4) 自らまたはその代表者が振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能となったとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分の申立てもしくは、その命令または滞納処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったときまたは私的整理、合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
- (7) 自らまたはその代表者もしくはその従業員、その他自己の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、甲が本特約の解除が相当と判断したとき。
- (8) 監督官庁から営業の停止または許認可等の取消の処分を受けたとき。
- (9) 自らまたはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたときと甲が認めたとき。
- (10) 第 27 条、第 29 条等に基づく甲に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告されたにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- (11) 第 31 条に反し、自らの地位または債権を第三者に譲渡等したとき。
- (12) 第 36 条にした表明・確約に反したとき。
- (13) 第 36 条第 1 項各号に該当したときまたは該当する疑いがあるとき。
- (14) 会員からの苦情、他の iD 携帯等の発行会社からの情報、甲または MUN が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、甲または MUN が加盟店として不適当と認めたとき。
- (15) 甲および MUN に届出た iD 携帯等取扱店舗が所在地に実在しないとき、または甲および MUN に届出た電話番号にて甲または MUN からの連絡ができないとき。
- (16) 加盟店から提出された取引売上データまたはその取消データの成立に疑義があり、甲または MUN が加盟店として不適当と認めたとき。

- (17) 加盟店が取扱った信用販売等について、無効、紛失、盗難もしくは偽造 iD 携帯等によるもの、または iD 携帯等名義人以外の第三者による iD 携帯等利用によるものの割合が高いと甲または MUN が認めたとき。
- (18) 加盟店が取扱った信用販売等について、会員の換金目的による iD 携帯等利用の割合が高いと甲または MUN が判断したとき、または会員の iD 携帯等利用が換金目的であることが明らかである場合に、自らがその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売等を行っているとき、甲または MUN が判断したとき。
- (19) 自らの故意、過失の有無にかかわらず、第 32 条の秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたとき、甲または MUN が判断したとき。
- (20) 自らが MUN の会員であって、MUN が会員資格を喪失させる手続をとったとき。
- (21) 自らまたはその代表者が、甲または MUN との他の契約において、当該契約に基づく甲または MUN に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。
- (22) 甲または MUN との本特約および本 iD 決済加盟店契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。
- (23) 第 32 条に反するとき。
- (24) 第 3 条に反するとき。
- (25) その他本特約、本 iD 決済加盟店契約または加盟店規約に違反したとき。
- (26) その他 MUN から本 iD 決済加盟店契約の契約解除または終了等を通知されたとき。

第40条 (契約終了後の処理)

本特約が終了した場合、契約終了日までに行われた加盟店の信用販売等は有効に存続するものとし、加盟店および甲は、信用販売等を本特約に従い取扱う。ただし、加盟店と甲が別途合意した場合はこの限りではないものとする。

2. 加盟店が加盟店資格を喪失した場合、加盟店資格喪失日までに行われた当該加盟店の信用販売等は有効に存続するものとし、当該加盟店および甲は、信用販売等を本特約に従い取扱う。ただし、当該加盟店と甲が別途合意した場合はこの限りではない。

3. 甲は、加盟店が第 39 条各号のいずれかに該当する場合、加盟店から既に支払請求を受けている信用販売等代金について、支払いを取消すか、MUN または iD 携帯等の発行会社が会員から当該 iD 携帯等利用代金の支払いを受け、かつ、甲が MUN から当該 iD 携帯等利用代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとする。

4. 加盟店は、本特約終了後、直ちに、加盟店の負担において本特約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければならない。また、本特約終了後に会員より信用販売等の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本特約に基づく信用販売等を中止した旨を告知しなければならない。なお iD 取扱端末を設置している場合には、甲または MUN が貸与した iD 取扱端末は甲または MUN の請求により直ちに返却するものとし、それ以外の iD 取扱端末はその使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

第41条 (損害賠償責任)

加盟店の責に帰すべき事由により、会員、甲、MUN、提携組織、iD 携帯等の発行会社またはその他の第三者に損害（提携組織から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害を含む。）が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負う。

2.加盟店の責に帰すべき事由により、甲またはMUNが、MUN（甲および加盟店に対し請求をする場合に限る）、他のiD 携帯等の発行会社またはその他の第三者から損害賠償・違約金・制裁金等の支払請求を受けた場合には、加盟店は甲またはMUNに対し、当該請求に関わる損害賠償・違約金制裁金等相当額についても賠償する義務を負う。

第42条 （遅延損害金）

加盟店が、甲に支払うべき債務の支払を遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済に至るまで、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を支払うものとする。

第43条 （調査・報告、協力）

加盟店は、甲またはMUNが、甲または加盟店に対して、加盟店の事業内容・決算内容、会員のiD 携帯等の利用状況、信用販売等の内容・方法、売上票・取引売上データ・立替払の内容等、甲またはMUNが必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提示を求めた場合は、速やかに応じる。

2.加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたiD 携帯等による信用販売等、iD 携帯等の不正使用またはこれに起因する信用販売等に係る被害が発生し、甲またはMUNが加盟店に対し所轄の警察署へ当該信用販売等に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとする。また加盟店は、甲またはMUNがiD 携帯等の不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとする。

第44条 （準拠法）

本特約に関する準拠法は全て日本国法とする。

第45条 （合意管轄裁判所）

加盟店と甲との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意する。